

第 1 5 6 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 2 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 2 月 1 9 日 (月) 午前 9 時 4 2 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 2 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 4 1 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者 (7)	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	欠	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 農地担当課長補佐 逢坂 篤之
 農地担当係長 藤村 博之 主任 安立 麻以子

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 岡本 岩男 8番 串田 修

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第156回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

5番 ^{おかもと}岡本 ^{いわお}岩男 委員、8番 ^{くしだ}串田 ^{おきむ}修 委員 にお願ひします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

藤村係長 議案の訂正等があります。

「第156回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第1号議案 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ東区9番は、2月8日付けで取り下げとなりました。

第1号議案 報告 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について、15ページ中区2番、3番は、それぞれ2月1日付けで取り止めとなりました。

また、1月に転用許可の議決をした案件のうち、東区西大寺中野の露天資材置場を目的とする案件は、面積が3,000㎡を超えていましたので、1月29日に県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたことを報告します。ただし、本件は同時申請の埋立許可を待っているところです。以上です。

議長 それでは、申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約6.3アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、3番は、同時申請のため、併せて説明します。いずれも交換による所有権移転です

2番、受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

3番、受人は現在、約6.5アール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、

技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番から7番までは、譲受人が同一のため同時に説明します。5番は借入地の取得、6番、7番は増反による所有権移転です。受人は現在、約3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反及び借入地の取得により、公売で落札した申請地を所有権移転するものです。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番は、取り下げとなりました。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約21ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約42アール耕作しており、非耕作地はありません。構成員要件など適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は現在、約54ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。株主要件など適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、借入地の取得（受贈）及び増反（受贈）による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、新規農による所有権移転です。受人は、申請地に隣接する住居を取得し、3月に東京都武蔵野市から移住予定となっています。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、増反による所有権移転です。受人は現在、約27アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、増反による所有権移転です。受人は現在、約66アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、増反による所有権移転です。受人は現在、約19ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ22番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、新規農による所有権移転です。地区担当推進委員の調査により、休耕田となっている3筆については、現地に取水口が見当たらないため水稻は困難であり、また、稲作に必要な農業機械のリース先が農業機械を扱っていないのではとの疑義もあり、受人の営農計画の実行性に疑問があるとの報告を受け、協議した結果、更なる調査が必要との意見があり、保留意見となっています。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 取り下げの9番を除く、1番から23番までの22件について審議した結果、事務局の説明のとおり、23番については再調査が必要との理由から保留意見、残る21件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。
議 長 それでは、申請等（１）は、９番を除く１番から２３番までの２２件のうち、
２３番を保留、残る２１件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。
議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 ４ページ１番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は貸露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区神下で土木工事業を営む法人の代表者ですが、事業拡大に伴い資材置場が不足したため、会社から比較的近く業務上利便性の高い申請地を取得し、貸露天資材置場として転用しようとするものです。なお、法人の代表者が取得し、法人に貸与します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原 推進 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 ４ページ２番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区金岡東町一丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、実家に隣接し、将来、両親の面倒を看ることができ、実家の農地を引き継いだ際に営農に便利な祖母所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は農業用車両及び農業用資材置場で所有権を移転します。

受人は、東区瀬戸町江尻に居住し、世帯で約７４アールを耕作する運送業兼農業者ですが、農業用車両や農機具及び農業用資材の置場が不足しているため、自宅に隣接し営農に便利な申請地に、農業用車両及び農業用資材置場を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 2番、3番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番から3番までの3件を許可と決定してよろしいか。

全議員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、申請等(3)所有権の移転、(4)利用権の設定及び転貸てんたいを一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(3)の所有権の移転については、東区分で5ページ1番から6番までの6件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番は農地の所有者から財団へ、2番から6番までは財団から担い手への所有権移転です。中区案件はありません。

申請等(4)の利用権の設定及び転貸については、中区は6ページ1番から3番までの3件、東区は7ページ1番から6番までの6件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)、(4)の岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

安立主任 申請等(5)については、8ページ1番から13ページ24番までの24件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、
１番から２４番までの２４件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

藤村係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１４ページ
１番、２番の２件で、転用目的は、長屋住宅１件、木造家屋２棟１件で、専決日
は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１５ページ
１番から１６ページ９番までの９件で、２番、３番の共同住宅２件は取り止めと
なり、残り７件の転用目的は、貸露天駐車場１件、進入路整備１件、分譲住宅地３
件、住宅用地１件、露天資材置場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１７ペ
ージ１番から１９ページ１５番までの１５件です。解約理由は、転用目的が２件、
耕作目的が１３件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２０ページ１
番から３番までの３件で、内容は、農業用倉庫１件、農業用通路１件、露天農機
具置場１件です。

報告（５）農地改良届については、２１ページ１番から４番までの４件です。内
容は、普通野菜畑１件、育苗圃２件、果樹園１件です。以上です。

議長 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 員 ありません。

議長 長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地関係申請等は終了します。
続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

（１）農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について

（２）その他

・北長瀬コミュニティフリッジからお礼

（３）令和６年２月委員研修について

議長 長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委
員の方から何かご意見はありませんか。

全員 員 ありません。

議長 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。

全員 員 ありません。

岸本職務 長 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時41分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員